

学 則

(令和7年4月1日)

大妻女子大学短期大学部

大妻女子大学短期大学部学則

制定	昭和49年4月1日	改正	昭和50年4月1日	改正	昭和51年4月1日
改正	昭和52年4月1日	改正	昭和53年4月1日	改正	昭和54年4月1日
改正	昭和55年4月1日	改正	昭和56年4月1日	改正	昭和57年4月1日
改正	昭和58年4月1日	改正	昭和59年4月1日	改正	昭和60年4月1日
改正	昭和61年4月1日	改正	昭和62年4月1日	改正	昭和63年4月1日
改正	平成元年4月27日	改正	平成2年4月1日	改正	平成3年4月1日
改正	平成3年9月24日	改正	平成3年12月24日	改正	平成4年12月18日
改正	平成6年1月27日	改正	平成7年2月1日	改正	平成8年2月1日
改正	平成8年10月28日	改正	平成9年11月4日	改正	平成11年1月29日
改正	平成11年7月28日	改正	平成11年11月1日	改正	平成13年3月29日
改正	平成14年3月22日	改正	平成15年1月28日	改正	平成15年3月27日
改正	平成15年5月28日	改正	平成15年12月16日	改正	平成16年10月26日
改正	平成17年10月25日	改正	平成18年1月27日	改正	平成18年3月29日
改正	平成18年7月28日	改正	平成18年12月19日	改正	平成20年1月30日
改正	平成21年3月26日	改正	平成22年1月28日	改正	平成22年3月25日
改正	平成23年1月28日	改正	平成24年1月30日	改正	平成24年3月28日
改正	平成25年1月29日	改正	平成25年3月27日	改正	平成26年1月30日
改正	平成26年1月30日	改正	平成27年3月27日	改正	平成27年7月24日
改正	平成27年12月21日	改正	平成28年10月28日	改正	平成29年1月27日
改正	平成30年1月26日	改正	平成31年1月29日	改正	平成31年3月28日
改正	令和元年10月25日	改正	令和2年1月29日	改正	令和2年3月27日
改正	令和2年5月27日	改正	令和3年1月29日	改正	令和3年3月26日
改正	令和4年1月28日				

※令和5年4月1日施行の学則から、最終承認日は附則に記載

第1章 総 則

第1条 本学は女子に対し広く一般教育を施すと共に専門的な学芸を教授し、高い教養と職業及び實際生活に必要な能力を有する人材を育成することを目的とする。

第2条 学校法人大妻学院がこれを設置する。

2 本学は東京都千代田区三番町12番地に置く。

第2条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

第2章 学科・コース

第3条 本学に次の学科・コースを置く。

家政科 家政総合コース

食と栄養コース

2 本学に人間生活文化研究所を置く。人間生活文化研究所の規程は別に定める。

第3条の2 学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

家政科は、衣・食・健康・住生活など人間生活全般にかかわる実践的知識と技術を身につけ、高い教養と職業及び實際生活に必要な能力を有する人材を育成することを目的とする。

第3章 教育課程

第4条 学科・コースの授業科目は別表（1）のとおりとする。

2 司書に関する専門教育科目は別表（2）のとおりとする。

第4章 履修方法、卒業の認定及び学位の授与

第5条 修業年限は2年とし、在学年数は4年を超えることはできない。

2 毎学年の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

第5条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

4 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

第6条 各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする授業内容をもって1単位とすることを原則とし、当該授業による教育効果、授業外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等については、学修の成果を評価するものとし、所定の単位を与える。

第7条 本学を卒業するためには、最低次の単位を修得しなければならない。

学科・コース		全学共通科目	専門教育科目
家 政 科	家政総合コース	1 8 単位	4 6 単位
	食と栄養コース	1 3 単位	5 4 単位

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位のうち、第5条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

第7条の2 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、次の各号の場合について準用する。

一 外国の大学又は短期大学に留学する場合

二 外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合

三 外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合

3 前2項に定める単位認定に関する事項は、別に定める。

第7条の3 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなした単位数と合わせ30単位を超えないものとする。

3 前項に定める単位認定に関する事項は、別に定める。

第7条の4 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第7条の2第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせ30単位を超えないものとする。この場合において第7条の2第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

4 前項に定める単位認定に関する事項は、別に定める。

第8条 栄養士の資格を得ようとする者は、栄養士法施行規則の定めるところにより単位を修得しなければならない。

第9条 司書の資格を得ようとする者は、図書館法及び同法施行規則の定めるところにより単位を修得しなければならない。ただし、司書に関する専門教育科目は第7条に定める所定の単位の他に修得しなければならない。

第9条の2 学科・コースにおいて、取得できる第8条及び第9条に定める資格は次のとおりと

する。

学科・コース		資格
家 政 科	家政総合コース	司書
	食と栄養コース	栄養士

第10条 授業科目は、原則として配当された各年次において履修するものとする。

2 1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

3 学生が授業科目を履修した場合は試験、その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価し、合格者に対して単位を与える。

4 試験は毎年前期及び後期の二期に筆記、口述及び論文その他によって行う。

5 試験の成績はS、A、B、C及びDとし、Dは不合格とする。

第11条 本学に2年以上在学し、第4条に定める授業科目及び第7条に定める単位数を修得した者については、教授会における審議を経て、卒業を認定する。

2 卒業を認定した者に対して、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

3 前項の学位の表記は、次のとおりとする。

家政科 短期大学士（家政学）

第5章 入学、退学、休学、復学、転学、留学、コース変更、再入学及び除籍

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。

2 前項の規定にかかわらず、適当であると認めるときは、学期の初めにも入学させることができる。

第13条 本学に入学し得る者は、次の各号の一に該当する女子とする。

一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

四 文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

第14条 入学志願者は入学願書及び出身学校長が発行する調査書等を所定の期日までに提出

し、第26条に定める入学検定料を納入しなければならない。

第15条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本人の誓約書及び連帯保証人の保証書、その他の書類を提出し、所定の納付金を納入しなければならない。

第16条の2 前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第17条 連帯保証人は父母、近親者又は本学が定めた者とする。

2 連帯保証人は、その学生が本学に対して負担する債務を連帯保証する。

3 連帯保証人について本学で適当でないと認めたときは変更させることがある。

4 連帯保証人が連帯保証する、本学に対して負担する債務の範囲は、保証書に定める。

第18条 疾病その他止むを得ない理由により退学しようとする場合は、許可を得て退学することができる。

第19条 疾病その他止むを得ない理由により、3か月以上欠席する場合は、許可を得て休学することができる。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、期限を限ってこれの延長を認めることができる。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

第20条 前条の理由が解消した時は、許可を得て復学することができる。

第21条 休学の期間は在学年数に算入しない。

第22条 本学から他の大学へ、若しくは他の大学から本学へ転学を志望する学生で、正当の理由があると認めた場合にはこれを許可することができる。

ただし、その場合は転学許可書と共に、在学年限及び既得単位の証明書によって、転籍事実を明らかにしなければならない。

第22条の2 教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学における学修のため留学することを許可することができる。

2 前項の規定により外国の大学において学修する期間は、1年を限度とする。

3 学生が留学の期間において履修した授業科目について修得した単位を、第7条の2の規定に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 外国の高等教育研究機関のうち、大学に相当するものとして認定したものにおいて履修した学生についても、前項の規定を準用して本学における相当する授業科目の履修とみなし、単位を修得したものとすることができる。

5 第1項の許可を得て留学した期間は、第11条に定める在学期間に含める。

6 前項までに定めるもののほか、学生の留学について必要な事項は、別に定める。

第22条の3 休学期間中に他の大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、第7条の2の規定に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 休学期間中に行う大学又は短期大学以外の教育施設等における学修を、第7条の3の規定に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第22条の4 削除

第22条の5 コース変更を希望する者があるときは、別に定める規程により選考の上、これを許可することができる。

第23条 第18条の規定により本学を退学した者で、退学後2年以内に再入学を志願する者が

あるときは、欠員のある場合に限り選考の上再入学を許可することがある。

第23条の2 次の各号の一に該当する者は、除籍することができる。

- 一 第5条第1項に定める在学年数を超えた者
- 二 第19条第3項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料及び教育充実費を滞納し、督促してもなお納入しない者
- 四 長期にわたり行方不明の者

2 前項第3号及び第4号の理由により除籍となった者で、除籍後2年以内に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上再入学を許可することがある。

第23条の3 第12条及び第14条から第17条までの規定は、再入学に準用する。

第6章 賞 罰

第24条 次の各号の一に該当する者には、表彰し、又は賞品を授与することがある。

- 一 学力が特に優秀な者
- 二 品性高潔にして全学生の模範とするにたる者
- 三 課外活動等において功績の顕著なる者

第25条 学則その他本学が定める規則を守らず本学学生としての本分に反する行為をした者は、これを懲戒する。

2 懲戒は訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められた者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められた者
- 三 正当の理由がなくて出席の常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒の処分の手続きは、別に定める。

第25条の2 停学の期間は、原則として在学年数に算入しない。

第7章 授業料その他の納付金

第26条 授業料その他の納付金の額を次のとおり定める。

- 一 入学検定料 35,000円（ただし、一般選抜B方式（大学入学共通テストを利用する選抜）については、15,000円）
- 二 入学金 150,000円
- 三 授業料 家政科 725,000円（2年次 735,000円）
- 四 教育充実費 家政科 480,000円（2年次 490,000円）
- 五 実験実習費 実費
- 六 その他の納付金については、別に定める。

七 第1号に定める入学検定料については、一般選抜において複数のコースに同時に出願する場合は、次のとおり入学検定料割引を適用することができる。

- ① A方式において同時に2コースに出願する場合は、2コース目は1コースにつき5,000円とする。

② B方式（大学入学共通テストを利用する選抜）において同時に2コースに出願する場合は、2コース目は1コースにつき5,000円とする。

2 転学、コース変更及び再入学の場合の授業料その他の納付金の額については、別に定める。

第27条 授業料その他の納付金は、指定された期日までに納入しなければならない。

第28条 休学期間中の授業料は全額免除とし、教育充実費は半額免除とする。ただし、学期の途中で休学又は復学する者は、その期の所定の学費を納入しなければならない。

2 欠席又は停学中の者の授業料及び教育充実費は減免しない。

3 第22条の2の規定により留学を許可された者の留学期間中の授業料は全額免除とする。ただし、本学と外国の大学又は短期大学との交換留学協定（授業料等を相互に不徴収とすることを定めているものに限る。）に基づく交換留学生として、留学を許可された者を除く。

第28条の2 特に必要と認めた場合には、第26条に定める学生納付金を減免することができる。

2 学生納付金の減免に関する規程は別に定める。

第29条 退学又は除籍された者に対しても既納の授業料及び教育充実費は返戻しない。また未納の時は直ちに納入しなければならない（第23条の2第3号に該当するものを除く。）

第30条 削除

第31条 学生の中で、品行方正、学力優秀であって修業中学費支弁の途を失った者に対しては、貸費生として別に定める額を貸与することがある。

第32条 貸費生で卒業した者は、卒業の翌年から毎月貸与額の24分の1を月額で返済することを要する。

第8章 教職員組織

第33条 本学に学長を置く。学長に事故のあるときは、あらかじめ定めた者が代理する。

2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

第33条の2 本学に副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第33条の3 本学に短期大学部長を置く。

2 短期大学部長は、教授会の進行、全学的に設置されている委員会における本学の代表、その他、学長から委任された校務をつかさどる。

第34条 本学に教育及び研究のため、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。その定員は別に定める。

第35条 本学に事務遂行のため、一定数の職員を置く。

第9章 教授会

第36条 本学に教授会を置く。

2 教授会は原則として基幹教員の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

第37条 本学の教授会（以下「学部教授会」という。）は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学及び卒業

二 学位の授与

三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くこ

とが必要なものとして学長が定めるもの

- 2 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び短期大学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長、短期大学部長の求めに応じ、意見を述べるができるものとする。また、学科等は、短期大学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び短期大学部長の求めに応じ、意見を述べるができるものとする。
- 3 学部教授会は、必要に応じて専門委員会を設け、その権限を委譲することができる。

第9章の2 運営会議

第37条の2 本学に運営会議を置く。

- 2 運営会議は、本学の教育研究に関する重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- 3 運営会議に関する事項は、別に定める。

第10章 学生定員及び学級数

第38条 学生定員は次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
一 家政科 家政総合コース	35名	70名
食と栄養コース	55名	110名

- 2 家政科食と栄養コースの学級数は、1学年2学級、2学年合計4学級とする。

第11章 附属施設

第39条 本学に次の附属施設を置く。

- 一 図書館
- 二 寄宿舍
- 三 健康センター
- 四 学生相談センター
- 五 博物館
- 六 キャリア教育センター
- 七 教職総合支援センター
- 八 国際センター
- 九 地域連携推進センター
- 十 英語教育研究所

- 2 各附属施設に関する規程は別に定める。

第12章 科目等履修生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生

第40条 本学の授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を希望する者があるときは、授業及び研究に支障のない限り選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生には、第10条の規定を準用して単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第40条の2 国内外の大学、短期大学、高等学校又はそれらに準ずる教育機関との協定に基づ

き、本学の授業科目の一部の履修を希望する者があるときは、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2 特別聴講学生には、第10条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

第41条 国内外の公共機関等から、その所属職員について研究事項を定め、研修について委託の願い出があるときは、授業及び研究に支障のない限り選考の上、委託生として研修を許可することができる。

2 委託生に関する規程は別に定める。

第41条の2 科目等履修生、特別聴講学生及び委託生については、別段の定めのあるものを除くほか、本学学生に関する規定を準用する。

第42条 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者については、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の規定により外国人留学生として入学を許可される者は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一に定める「留学」の在留資格を有する者又は入学後に取得できる者で、選考の上入学を許可された者とする。

3 第1項の規定により入学を志願する者に対しては、本学において、履歴、人物、健康等について選考するほか、修学に必要な日本語及び学力について筆記、口述その他適当な方法によって選考を行う。

4 外国人留学生に関する規程は別に定める。

第13章 地域貢献等

第43条 地域貢献等については別に定める。

第14章 学年、学期及び休業

第44条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第45条 学年を分けて、次の二期とする。

前期 4月1日から9月14日まで

後期 9月15日から翌年3月31日まで

2 第1項の規定にかかわらず、必要に応じて前期終了日及び後期開始日を変更することができる。

第46条 学年中の定期休業日を次のとおり定める。

一 学年末休業 3月21日から3月31日まで

二 夏季休業 8月1日から9月14日まで

三 冬季休業 12月22日から翌年1月6日まで

四 学校記念日 11月20日

五 日曜日

六 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

2 前項各号に定める定期休業日でも授業等を課し、又は特別講義を聴講させることがある。

3 第1項の規定にかかわらず、第1号から第3号までの休業期間を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、昭和48年度に家政科食物栄養専攻に入学した学生の履修方法、単位数については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。ただし、昭和49年度以前に家政科食物栄養専攻に入学した学生の、専門教育科目及び外国語科目の単位数については、なお従前の例による。
- 2 第25条については、昭和50年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、第25条については、昭和51年度の入学生から適用する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、第25条第1項第1号及び第2号は、昭和53年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、第25条第1項第1号及び第3号は、昭和54年度入学者から適用し、同条第1項第4号については、昭和54年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第26条第1項第1号及び第3号は、昭和55年度入学者から適用し、同条第1項第4号の家政科第二部については、昭和55年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第26条第1項第1号及び第3号については、昭和56年度入学者から適用し、同条第1項第4号については、昭和56年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第26条第1項第1号については、昭和57年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項及び第26条第1項第1号については、昭和58年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第26条第1項第1号については、昭和59年度入学者から適用し、同条同項第4号については、昭和59年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第26条第1項第1号については、昭和60年度入学者から適用し、同条第1項第4号については、昭和60年度入学志願者から適用する。

附 則

- この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第26条第1項第4号については、昭和61年度入学志願者から適用する。
- 第38条に規定する学生定員は、昭和75年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 等	年 度		昭和62年度から昭和74年度まで		昭和75年度	
	昭和61年度	昭和62年度	昭和62年度	昭和63年度	昭和75年度	昭和76年度
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政科第一部 家政専攻	800人	1,200人	800人	1,600人	400人	1,200人
食物栄養専攻	200人	300人	200人	400人	100人	300人
家政科第二部	200人	320人	200人	400人	120人	320人
国 文 科	300人	500人	300人	600人	200人	500人
英 文 科	300人	500人	300人	600人	200人	500人
計	1,800人	2,820人	1,800人	3,600人	1,020人	2,820人

附 則

- この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 第26条第2号については、昭和62年度入学者から適用し、同条第5号については、昭和62年度入学志願者から適用する。

附 則

- この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第26条第2号については、昭和63年度入学者から適用する。
- 第38条第5号、第6号及び第7号の総定員については昭和63年度に限り次のとおりとする。

生活科	140名
日本文学科	130名
実務英語科	150名

附 則

- この学則は、平成元年4月27日から施行し4月1日から適用する。ただし、この学則の施行の際、昭和63年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条第1項の規定による別表(1)の1の授業科目(家政科第一部)に関しては、なお、従前の例による。
- 第5条第1項、第19条第2項及び同条第3項については、平成元年度入学者から適用する。
- 第26条第2号及び第4号については、平成元年度入学者から適用する。ただし、第26条第2号の規定にかかわらず、昭和63年度入学者については、41,200円とする。
- 第26条第3号については、平成元年3月31日までに入学を許可された者は、なお、従前の例による。
- 第26条第5号については、平成元年度入学志願者から適用する。

附 則

- この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、この学則施行の際、平成元年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条第1項の規定による別表(1)の1、(1)の2及び別表(2)の授業科目に関しては、なお、従前の例による。
- 第26条第3号については、平成2年度入学者から適用する。
- 第26条第4号の規定にかかわらず昭和62年度入学者に係る教育充実費は20,000円、昭和63年度入学者については40,000円、平成元年度入学者については60,000円とする。

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、この学則施行の際、平成2年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条第1項の規定による別表（1）の1及び（1）の2の授業科目に関しては、なお、従前の例による。
- 2 第26条第4号については、平成3年度入学者から適用する。
- 3 第38条第5号、第6号及び第7号に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年 度 学 科	平成3年度		平成4年度から 平成11年度まで		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生 活 科	165人	305人	165人	330人	140人	305人
日本文学科	165人	295人	165人	330人	130人	295人
実務英語科	165人	315人	165人	330人	150人	315人
計	495人	915人	495人	990人	420人	915人

附 則

この学則は、平成3年9月24日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成4年4月1日から施行する。
- 2 第26条第2号の規定は、平成3年10月1日から適用する。
- 3 第26条第4号の規定は、平成4年度の入学者から適用する。

附 則（平成4年12月18日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の短期大学部学則施行の際、平成4年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条第1項の規定による別表（1）の1、（1）の2の授業科目及び第7条第1項の表の一般教育科目の履修に関しては、なお、従前の例による。
- 3 この規則による改正後の大妻女子大学学則第26条第4号、大妻女子大学大学院学則第47条第4号及び大妻女子大学短期大学部学則第26条第4号に定める教育充実費は、平成5年度の入学者から適用する。

附 則（平成6年1月27日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 3 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成5年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条第1項の別表（1）の2の授業科目に関しては、なお、従前の例による。
- 7 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第4号に定める教育充実費は、平成6年度の入学者から適用する。

附 則（平成7年2月1日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 6 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第3号及び第4号に定める授業料、教育充実費は、平成7年度の入学者から適用する。

附 則（平成8年2月1日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 6 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成7年度以前に入学し、

現に在学中の者に係る第4条第1項の別表（1）の1の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

7 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成7年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第7条の履修方法及び卒業必要単位数に関しては、なお、従前の例による。

8 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第2号から第4号に定める入学金、授業料及び教育充実費は、平成8年度の入学者から適用する。

附 則（平成8年10月28日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

1 この規則による改正後の学則は、平成9年4月1日から施行する。

5 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成8年度以前に入学し、現に在学する学生に係る第4条第1項の別表（1）の1の授業科目、第7条の履修方法及び卒業必要単位に関しては、なお従前の例による。

6 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第3号及び第4号に定める授業料及び教育充実費は、平成9年度の入学者から適用する。

附 則（平成9年11月4日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

1 この規則による改正後の学則は、平成10年4月1日から施行する。

6 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成9年度以前に入学し、現に在学する学生に係る第4条第1項の別表（1）の1、別表（1）の2の授業科目に関しては、なお従前の例による。

7 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第3号及び第4号に定める授業料及び教育充実費は、平成10年度の入学者から適用する。

附 則（平成11年1月29日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

1 この規則による改正後の学則は、平成11年4月1日から施行する。

7 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成10年度以前に入学し、現に在学する学生に係る第4条第1項の規定による別表（1）の1の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

8 この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第3号及び第4号に定める家政科第一部、家政科第二部、国文科、英文科の授業料及び教育充実費は、平成11年度の入学者から適用する。

附 則

1 この規則による改正後の学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 第38条第1号、第3号、第4号に規定する学生定員は、昭和61年4月1日施行の改正学則附則第2項の規定にかかわらず、平成12年度から平成17年度までの間は、次のとおりとする。

学科等	年 度		平成13年度		平成14年度	
	平成12年度	平成13年度	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政科第一部 家政専攻	750人	1,550人	700人	1,450人	650人	1,350人
食物栄養専攻	200人	400人	200人	400人	200人	400人
国 文 科	280人	580人	260人	540人	250人	510人
英 文 科	300人	600人	300人	600人	290人	590人
計	1,530人	3,130人	1,460人	2,990人	1,390人	2,850人

平成15年度		平成16年度		平成17年度	
入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
600人	1,250人	600人	1,200人	400人	1,000人
200人	400人	150人	350人	100人	250人
250人	500人	250人	500人	200人	450人
270人	560人	250人	520人	200人	450人
1,320人	2,710人	1,250人	2,570人	900人	2,150人

附 則（平成11年11月1日、大妻女子大学学則等の一部を改正する規則）

- この規則による改正後の学則は、平成12年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成12年度以降に入学し
在学する学生については、第8条第1項及び第4項に関しては適用しない。
- この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成12年度以降に入学し
在学する学生に係る第4条第1項の規定による別表（2）及び別表（4）の授業科目に関して
は適用しない。
- この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成12年度以降に入学し
在学する学生については、第9条に定める教員免許状の種類・教科は適用しない。
- この規則による改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第3号及び第4号に定める授
業料及び教育充実費は、平成12年度の入学者から適用する。

附 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第4号に定める教育充実費は、平成13年度
の入学者から適用する。

附 則

- この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成14年度以前に入学し、現に在学中の
者に係る第4条第1項の規定による別表（1）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。
- 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第3号に定める授業料は、平成14年の入学
者から適用する。
- 第38条第1号、第3号、第4号に規定する学生定員は、平成12年度施行の改正学則附則
第2項の規定にかかわらず、平成16年度までの間は、次のとおりとする。

学科等	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政科第一部 家政専攻	400人	1,100人	350人	750人	300人	650人
食物栄養専攻	200人	400人	200人	400人	100人	300人
国 文 科	200人	460人	200人	400人	150人	350人
英 文 科	240人	540人	220人	460人	150人	370人
計	1,040人	2,500人	970人	2,010人	700人	1,670人

附 則

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 改正後の大妻女子大学学則施行の際、平成14年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表（1）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。
- 3 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第3号に定める授業料は、平成15年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年12月16日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第38条第1項第1号に規定する家政科家政専攻、食物栄養専攻の学生定員は、平成16年度に限り次のとおりとする。

学科・専攻	入学定員	総定員
家政科第一部 家政専攻	200人	500人
食物栄養専攻	200人	300人

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第3条に定める「家政科」の名称については、平成16年度の1年次から適用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年10月25日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第11条第2項及び第3項の規定は、平成17年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成18年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条第1項の規定による別表（1）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成18年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表（1）の授業科目、第6条、第7条及び第10条第2項、第5項に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成19年度以前に入学し、現に在学中の

者に係る第4条の規定による別表（1）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成20年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表（1）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成21年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表（1）の授業科目及び第7条第1項に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成22年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表（1）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。
- 3 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第38条第1項第1号に規定する家政科家政専攻、生活総合ビジネス専攻、食物栄養専攻の学生定員は、平成23年度に限り次のとおりとする。

学科・専攻	入学定員	総定員
家政科 家政専攻	180名	380名
生活総合ビジネス専攻	70名	70名
食物栄養専攻	150名	350名

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成23年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表（2）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第38条第1項に規定する家政科家政専攻、国文科及び英文科の学生定員は、平成25年度に限り次のとおりとする。

学科・専攻	入学定員	収容定員
家政科 家政専攻	150名	330名
国文科	100名	250名
英文科	100名	250名

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成24年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表（1）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成25年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表（1）（但し、全学共通科目の「国際理解科目」を除く）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第38条第1項に規定する家政科家政専攻及び食物栄養専攻、国文科並びに英文科の学生定員は、平成27年度に限り次のとおりとする。

学科・専攻	入学定員	収容定員
家政科 家政専攻	90名	240名
食物栄養専攻	110名	260名
国文科	40名	140名
英文科	40名	140名

- 3 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第38条第2項に規定する学級数の合計は、平成27年度に限り7学級とする。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成26年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表（1）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第1項第4号に定める教育充実費は、平成28年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成27年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表（1）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第1項第2号に定める入学金、第3号に定める授業料及び第4号に定める教育充実費は、平成29年度の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成28年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表（1）の授業科目及び第7条第1項の最低修得単位数に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成29年度以前に入学し、現に在学中の

者に係る第4条の規定による別表（1）の授業科目及び第7条第1項の最低修得単位数に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、平成30年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表（1）（但し、全学共通科目の「地域文化理解Ⅰ」、「地域文化理解Ⅱ」及び「地域文化理解Ⅲ」を除く）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第38条第1項に定める家政科食物栄養専攻、国文科及び英文科の学生定員は、令和2年度に限り、次のとおりとする。

学科・専攻	入学定員	収容定員
家政科 食物栄養専攻	100名	210名
国文科	45名	85名
英文科	45名	85名

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、令和元年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表（1）の授業科目及び第7条第1項の最低修得単位数に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、令和元年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表（1）及び（2）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、令和2年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第16条及び第17条に関しては、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、令和2年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表（1）の授業科目及び第7条第1項に関しては、なお、従前の例による。
- 3 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第1項第1号及び第7号に関しては、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、令和3年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表（1）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

附 則（令和5年1月27日 理事会）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、令和4年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条第2項、第4条の規定による別表（1）（但し、全学共通科目の「外国語特殊演習」を除く）及び（2）、第7条第1項並びに第9条に関しては、なお、従前の例による。

附 則（令和5年3月27日 理事会）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月29日 理事会）

- 1 この学則は、令和5年5月29日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第1項第7号に関しては、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和5年10月27日 理事会）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 国文科及び英文科は、令和6年4月1日から学生募集を停止する。
- 3 国文科及び英文科は、改正後の大妻女子大学短期大学部学則第3条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなる日までの間存続し、その者に係る第3条の2、第4条の規定による別表（1）、第7条第1項、第9条の2、第11条第3項及び第26条第1項第3号～第4号に関しては、なお、従前の例による。
- 4 国文科及び英文科の収容定員は、令和6年度に限り各45名とする。
- 5 附則2にかかわらず、国文科及び英文科は、令和6年度に限り、転学、転科又は再入学を受け入れることができる。ただし、受け入れる学年は2年次のみとする。

附 則（令和6年1月26日 理事会）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、令和5年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第4条の規定による別表（1）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。
- 3 改正後の大妻女子大学短期大学部学則第26条第1項第4号に定める教育充実費は、令和6年度の入学者から適用する。

附 則（令和6年3月27日 理事会）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 家政科家政専攻、生活総合ビジネス専攻及び食物栄養専攻は、令和7年4月1日から学生募集を停止する。
- 3 家政科家政専攻、生活総合ビジネス専攻及び食物栄養専攻は、改正後の大妻女子大学短期大学部学則第3条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日に当該学科・専攻に在学する者が、当該学科・専攻に在学しなくなる日までの間存続し、その者に係る第3条の2、第4条

の規定による別表（１）、第７条第１項、第９条の２及び第２６条第１項第２号～第４号に関しては、なお、従前の例による。

- ４ 第３８条第１項に規定する家政科家政専攻、生活総合ビジネス専攻及び食物栄養専攻の学生定員は、令和７年度に限り、次のとおりとする。

学科・専攻	入学定員	収容定員
家政科		
家政専攻	—	９０名
生活総合ビジネス専攻	—	７０名
食物栄養専攻	—	１００名

- ５ 第３８条第１項に規定する家政科家政総合コース、食と栄養コースの学生定員は、令和７年度に限り、次のとおりとする。

学科・コース	入学定員	収容定員
家政科		
家政総合コース	３５名	３５名
食と栄養コース	５５名	５５名

- ６ 附則２にかかわらず、家政科家政専攻、生活総合ビジネス専攻及び食物栄養専攻は、令和７年度に限り、転学、転専攻又は再入学を受け入れることができる。ただし、受け入れる学年は２年次のみとする。

附 則（令和７年１月２９日 理事会）

- この学則は、令和７年４月１日から施行する。
- 改正後の大妻女子大学短期大学部学則施行の際、令和６年度以前に入学し、現に在学中の者に係る第４条の規定による別表（１）の授業科目に関しては、なお、従前の例による。

附 則（令和７年３月２７日 理事会）

この学則は、令和７年４月１日から施行する。

別表(1)

授 業 科 目	授業形態	単位数		備 考
		必修	選択	
〔全学共通科目〕				
基礎科目				
(女性とキャンパスライフ)				
大 妻 教 養 講 座	講 義	1		
コ タ カ 学	講 義	1		
キャンパスライフとメンタルヘルス	講 義		2	
女 性 と 健 康	講 義		2	
ジ ェ ン ダ ー と 社 会 生 活	講 義		2	
女 性 史	講 義		2	
リ ー ダ ー シ ッ プ 開 発	演 習		2	
(リテラシー)				
日 本 語 A (文 章 表 現)	講 義		2	
日 本 語 B (口 頭 表 現)	講 義		2	
日 本 語 C (読 解)	講 義		2	
情 報 基 礎 P C (情 報 活 用 ・ P C 操 作)	演 習		2	
情 報 基 礎 D S (表 計 算 活 用 ・ デ ー タ リ テ ラ シ ー)	演 習		2	
デ ー タ サ イ エ ン ス ・ A I 概 論	講 義		2	
A I 活 用	演 習		2	
(キャリア)				
キ ャ リ ア デ ザ イ ン I	講 義	2		
キ ャ リ ア デ ザ イ ン II	講 義		2	
教養科目				
(人間と文化)				
文 学 の 世 界	講 義		2	
音 楽 の 世 界	講 義		2	
美 術 の 世 界	講 義		2	
地 域 と 文 化	講 義		2	
言 語 と 文 化	講 義		2	
日 本 の 歴 史 と 文 化	講 義		2	
世 界 の 歴 史 と 文 化	講 義		2	
哲 学 と 思 想	講 義		2	
日 本 文 化 ・ 事 情	講 義		2	外国人留学生優先
(社会と生活)				
法 律 と 現 代 社 会	講 義		2	
政 治 と 現 代 社 会	講 義		2	
経 済 と 現 代 社 会	講 義		2	
メ デ ィ ア と 現 代 社 会	講 義		2	

S D G s と 現 代 社 会	講 義	2	
(自然と科学)			
生 活 の 化 学	講 義	2	
科 学 と 環 境	講 義	2	
生 命 の 科 学	講 義	2	
自 然 科 学 の 歴 史	講 義	2	
(ス ポ ー ツ)			
ス ポ ー ツ A	実 技	1	
ス ポ ー ツ B	実 技	1	
ス ポ ー ツ と 健 康	講 義	2	
(教養特殊講義)			
教 養 特 殊 講 義	講 義	2	内容が異なる場合は複数回の履修を認める。
外国語科目			
英 語 I A	演 習	1	
英 語 I B	演 習	1	
フ ラ ン ス 語 I	演 習	1	
フ ラ ン ス 語 II	演 習	1	
ド イ ツ 語 I	演 習	1	
ド イ ツ 語 II	演 習	1	
中 国 語 I	演 習	1	
中 国 語 II	演 習	1	
韓 国 語 I	演 習	1	
韓 国 語 II	演 習	1	
日 本 語 I	演 習	1	外国人留学生対象
日 本 語 II	演 習	1	外国人留学生対象
外 国 語 特 殊 演 習	演 習	1又は2	内容が異なる場合は複数回の履修を認める。
地域文化・国際理解科目			
地 域 文 化 理 解 I	演 習	2	
地 域 文 化 理 解 II	演 習	2	
地 域 文 化 理 解 III	演 習	2	
国 際 理 解 (海 外 研 修) I	演 習	2	
国 際 理 解 (海 外 研 修) II	演 習	2	
国 際 理 解 (海 外 研 修) III	演 習	2	
国 際 理 解 (海 外 研 修) IV	演 習	1	
国 際 理 解 (海 外 研 修) V	演 習	1	
家 政 科			
家 政 総 合 コ ー ス			
[専 門 教 育 科 目]			

基礎科目						
衣	生	活	論	講義	2	
食	生	活	論	講義	2	
住	生	活	論	講義	2	
生活・経営関係						
生	活	の	マ	ナ	一	演習
生	活	環	境	論	演	習
生	活	商	品	販	売	論
消	費	生	活	ア	ド	バ
						イ
						ザ
						一
						論
生	活	環	境	論		
金	融	と	生	活	I	講義
金	融	と	生	活	II	講義
被服関係						
和	服	製	作	実	習	講義・実習
ア	パ	レ	ル	設	計	・
						生
						産
						及
						び
						実
						習
ア	パ	レ	ル	企	画	論
						演
						習
手	工	芸	論	及	び	実
						習
被	服	総	合	演	習	演習
服	飾	文	化	論		
フ	ア	ッ	シ	ョ	ン	コ
						ー
						デ
						ィ
						ネ
						ー
						ト
						論
ア	パ	レ	ル	商	品	論
ア	パ	レ	ル	科	学	論
ブ	ラ	イ	ダ	ル	プ	ロ
						デ
						ュ
						ー
						ス
						論
セ	レ	モ	ニ	ー	と	文
						化
カ	ラ	ー	コ	ー	デ	ィ
						ネ
						ー
						ト
						論
食物関係						
基	礎	調	理	及	び	実
						習
食	物	学	及	び	基	礎
						実
						験
応	用	調	理	及	び	実
						習
食	物	総	合	演	習	I
食	物	総	合	演	習	II
食	品	の	官	能	評	価
						・
						鑑
						別
						論
						演
						習
食	品	流	通	生	活	論
食	品	学				講義
食	品	加	工	学		講義
栄	養	学				講義
調	理	学				講義
食	品	衛	生	学		講義
フ	ー	ド	ス	ペ	シ	ャ
						リ
						ス
						ト
						論
フ	ー	ド	コ	ー	デ	ィ
						ネ
						ー
						ト
						論
						講義
						2

食文化論	講義	2	
住居関係			
インテリアコーディネート演習	講義・演習	2	
暮らしと住空間演習	講義・演習	2	
住居総合演習	演習	2	
住空間デザイン論	講義	2	
住まいの計画としくみ	講義	2	
住文化論	講義	2	
住空間の心理	講義	2	
インテリアコーディネート論	講義	2	
児童関係			
子どもの生活と造形演習	演習	2	
ビジネス関係			
秘書実務	演習	2	
秘書学概論	講義	2	
[自由科目]			
(社会体験実習)			
企業等体験実習	—	1又は2	
食と栄養コース			
[専門教育科目]			
社会生活と健康			
公衆衛生学	講義	2	
生活環境学実験	実験	1	
社会福祉論	講義	2	
人体の構造と機能			
栄養生理学(含運動生理学)	講義	2	
人体構造機能論	講義	2	
生化学	講義	2	
病理学	講義	2	
食品と衛生			
食品化学(含食品機能)	講義	2	
食品化学(含食品機能)実験	実験	1	
食品学	講義	2	
食品学実習	実習	1	
食品衛生学	講義	2	
食品衛生学実験	実験	1	
栄養と健康			
基礎栄養学	講義	2	
栄養化学	講義	2	

栄 養 化 学 実 験	実 験	1	
ラ イ フ ス テ ー ジ 栄 養 学	講 義	2	
ラ イ フ ス テ ー ジ 栄 養 学 実 習	実 習	1	
子 ど も の 食 生 活 と 栄 養 実 習	実 習	1	
臨 床 栄 養 学	講 義		2
臨 床 栄 養 学 実 習	実 習		1
栄 養 の 指 導			
栄 養 指 導 論	講 義	2	
食 教 育 演 習	演 習	1	
栄 養 指 導 論 実 習	実 習	1	
公 衆 栄 養 学	講 義	2	
栄 養 士 実 務 演 習	演 習		1
給 食 の 運 営			
給 食 管 理 論 I	講 義	2	
食 生 活 プ ラ ン ニ ン グ	演 習	1	
調 理 学 実 習 I	講 義	2	
調 理 学 実 習 II	実 習	1	
給 食 管 理 論 II	講 義		2
給 食 管 理 実 習 I	実 習		1
給 食 管 理 実 習 II	実 習		1
給 食 管 理 演 習 I	演 習		1
給 食 管 理 演 習 II	演 習		1
校 外 実 習 指 導	演 習		1
校 外 実 習	実 習		1
ゼ ミ ナ ー ル A	演 習		1
ゼ ミ ナ ー ル B	演 習		1
ゼ ミ ナ ー ル C	演 習		1
ゼ ミ ナ ー ル D	演 習		1
食 育 演 習 I	演 習		1
食 育 演 習 II	演 習		1
高 齢 者 の 生 活 と 栄 養	演 習		1
食 物 栄 養 特 論	講 義		2
食 物 栄 養 基 礎 演 習	演 習		1
ス ポ ー ツ 栄 養 論	講 義		2
食 品 の 官 能 評 価 ・ 鑑 別 論	講 義		2
フ ー ド ス ペ シ ャ リ ス ト 論	講 義		2
食 品 流 通 生 活 論	講 義		2
フ ー ド コ ー デ ィ ネ ー ト 論	講 義		2
I T 活 用 演 習 I	演 習		2

I T 活 用 演 習 II	演 習		2
[自 由 科 目]			
(社 会 体 験 実 習)			
企 業 等 体 験 実 習	—		1又は2

別表（2）

授 業 科 目	授 業 形 態	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
[図 書 館 司 書 に 関 す る 専 門 教 育 科 目]				
生 涯 学 習 概 論	講 義	2		
図 書 館 概 論	講 義	2		
図 書 館 制 度 ・ 経 営 論	講 義	2		
図 書 館 情 報 技 術 論	講 義 ・ 演 習	2		
図 書 館 サ ー ビ ス 概 論	講 義	2		
情 報 サ ー ビ ス 論	講 義	2		
児 童 サ ー ビ ス 論	講 義 ・ 演 習	2		
情 報 サ ー ビ ス 演 習 (1)	演 習	1		
情 報 サ ー ビ ス 演 習 (2)	演 習	1		
図 書 館 情 報 資 源 概 論	講 義	2		
情 報 資 源 組 織 論	講 義	2		
情 報 資 源 組 織 演 習	演 習	2		
図 書 館 基 礎 特 論	講 義		1	
図 書 館 サ ー ビ ス 特 論 (1)	講 義		1	
図 書 館 サ ー ビ ス 特 論 (2)	講 義		1	
子 ども の 読 書 文 化	講 義		2	
図 書 館 情 報 資 源 特 論 (1)	講 義		1	
図 書 館 情 報 資 源 特 論 (2)	講 義		1	
図 書 ・ 図 書 館 史	講 義		1	
書 物 文 化 論	講 義		2	
図 書 館 施 設 論	講 義		1	
図 書 館 総 合 演 習	演 習		1	